

II章

本市の農業を取り巻く現状



Ⅱ章 本市の農業を取り巻く現状

1. 国の動向

●農業政策に係る上位関連計画

- ・国は、農業者の高齢化や耕作放棄地の増加の課題を克服し、「強い農林水産業」・「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、「農林水産業・地域の活力創造プラン」が平成25年に策定されています。
- ・また、同プランの農林水産業を産業として強くしていく政策（産業政策）と国土保全といった多面的機能を発揮するための政策（地域政策）の両輪で、新たな「食料・農業・農村基本計画」が令和2年3月に策定されています。
- ・それに加え、政府として、成長戦略の柱に、経済と環境の好循環を掲げ、グリーン社会の実現に最大限注力し、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言して取り組んでいく中、食料・農林水産業の分野においても、これに積極的に貢献していく必要があることから、「みどりの食料システム戦略」が令和3年5月に策定されています。

●家族農業の重要性

- ・2017年の国連総会では、国連「家族農業の10年」（2019年から2028年）が定められています。これを受け、我が国においても、家族農業の重要性や課題を調査・分析し、持続可能な農業の推進を通じて、貧困撲滅や世界の食料安全保障の確立への貢献を目指しています。

●気候変動の影響

- ・温暖化による年平均気温の上昇や降水形態の変化、海面水位の上昇は、農作物に対して品質の低下や収量の減少に影響を与え、また、集中豪雨の発生頻度や降雨強度の増加により、農地湛水被害等のリスク増加が予測されます。

●新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症の影響

- ・新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症の発生により、主に外食などの消費現場での需要減退に伴う在庫の滞留や労働力の不足、輸入の一時的な停滞等の我が国の食料の安定的な供給に影響を及ぼす可能性のあるリスクが顕在化しつつあります。
- ・この状況に対し、国は経済環境の悪化を速やかに解消し、生産基盤・経営の安定を図るため、内需・外需の喚起、農業労働力の確保、国産原料への切替え等の中食・外食・加工業者対策等を講じるとともに、消費者へのわかりやすい情報提供を行うこととしています。

2. 滋賀県の動向

- ・滋賀県においては、平成 15 年に「滋賀県環境こだわり農業推進条例」を制定し、より安全で安心な農産物を消費者に供給するとともに、環境と調和のとれた農業生産を積極的に推進されてきました。また、国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」の策定や、「琵琶湖保全再生法」（平成 27 年）による水産資源の回復や農業水利施設の適切な保全対策の推進を受けて、平成 28 年には「滋賀県農業・水産業基本計画」が策定されています。
- ・令和 3 年には、滋賀の農業の健全な発展に資することを目的に、「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」（しがの農業みらい条例）が施行され、気候変動に適応しつつ農業の生産性を向上させ、農業所得の増大につなげることにより、全ての農業者が意欲と誇りを持って農業を営むことができるようにするとともに、環境との一層の調和に努めています。
- ・また、令和 3 年 10 月には、新たに「滋賀県農業・水産業基本計画」が策定され、県民みんなで創る滋賀の「食と農」を通じた「幸せ」を基本理念に、「人」、「経済」、「社会」、「環境」の 4 つの視点で滋賀県の農業・農村の振興に向けた施策が推進されています。

3. 本市における取組

- ・本市においては、平成 21 年に「第 1 次草津市農業振興計画」を策定し、「市民と農業者がともに育む 潤いと活力をあたえる『農』のあるまち」を将来像に、様々な施策を展開してきました。
- ・その後、国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 27 年）、「食料・農業・農村基本計画」（平成 27 年）や、滋賀県の「滋賀県農業・水産業基本計画」（平成 28 年）といった方針に基づき、平成 28 年に同計画の見直し・改訂を行いました。

4. 本市の農業の特性

- ・本市は滋賀県の南東部に位置し、瀬戸内式気候に属した温和な気候にあります。また、市域は、東部丘陵地から流れる河川によって形成された扇状地、三角州等、肥沃な複合沖積平野からなっています。
- ・琵琶湖に近い湖辺地域や山手地域の優良農地において、米作りが盛んであり、北山田町・下笠町を中心に軟弱野菜の生産地となっています。
- ・市内の農業組合や個人野菜栽培者が集まり、都市近郊の立地を生かして団地を形成し、近畿最大級の施設野菜産地として、新鮮で質の高い軟弱野菜を中心に出荷しています。
- ・全国的な傾向と同様に、本市の農業者においても、60 歳以上が多くを占めており、高齢化の進行に伴い廃業する農業者も多く、農業経営体の数は平成 27 年から令和 2 年にかけて 200 経営体以上が減少しています。同時に、近年、農地が転用される件数も多い現状にあります。
- ・本市で栽培された農産物を「ベジクサ」と呼び PR を進めるとともに、「草津ブランド推進協議会」を設置し『草津メロン』『愛彩菜』『琵琶湖からすま蓮根』『草津あおばな』『琵琶湖元気アスパラ』『近江草津米 匠の夢』を「草津ブランド」として認証しています。

